

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-24)

施策名	5-3.野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,723	4,073	4,055	5,664
		補正予算(b)	813	1,100	400	-
		繰越し等(c)	▲274	▲492	663	/
		合計(a+b+c)	4,262	4,681	5,118	
執行額(百万円)	3,737	4,150	4,757			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						
生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)						

測定指標	(26年度～) 国内希少野生動植物種の新規指定数 (平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		-	86種	119種	171種	207種	270種	300種	
		年度ごとの目標値	/	75種	120種	165種	210種	255種	
	奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数 (1000畝日当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R4年度	-
		-	奄美大島 0.008頭	奄美大島 0.009頭	奄美大島 0.003頭	奄美大島 0.0004頭	-	0頭 (毎年度減少)	
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/	
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R5年度	-
推定の中央値ニホンジカ320万頭、イノシシ98万頭 ※元年度に算出		ニホンジカ 337万頭、 イノシシ 104万頭	ニホンジカ 324万頭、 イノシシ98 万頭	ニホンジカ 310万頭、 イノシシ88 万頭	-	-	平成23年度比で半減 (ニホンジカ152万頭、 イノシシ50万頭)		
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	/		

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p><絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に二次的自然に分布する絶滅危惧種を対象とした「特定第二種国内希少野生動植物種」制度や希少種の保護増殖について一定の基準を満たす動植物園等を認定する「認定希少種動植物園等」制度の創設等を盛り込んだ種の保存法改正が、平成30年6月1日に施行され、改正法を踏まえ、令和元年度には特定第二種国内希少野生動植物種を3種指定するとともに、認定希少種保全動植物園等として計6園館を認定した。 ・国内希少野生動植物種について、令和元年度には特定第二種国内希少野生動植物種3種を含め新たに63種を追加指定した。 ・レッドリストについては、「環境省レッドリスト2020」を令和2年3月に公表した。また、農林水産省とも連携し、レッドリストを作成するための手引として、「レッドリスト作成の手引」を作成するとともに、次期レッドリストから、平成29年3月に初めて公表した環境省版海洋生物レッドリストと既存のレッドリストを統合したレッドリストを作成するため、レッドリストに係る評価体制を構築した。 ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。平成31年2月までに指定された国内希少野生動植物種356種のうち、65種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。 ・例えば、トキの保護増殖事業では、野生下で8年連続ヒナの巣立ちが確認され、95羽のヒナが無事に巣立つなど、野生復帰の取組を着実に推進した。平成30年6月にトキ野生復帰ロードマップ2020の目標達成を確認し、次期ロードマップの検討に着手した。 ・ツシマヤマネコの保護増殖事業では、ツシマヤマネコの生息地におけるシカ対策、交通事故対策等を実施するとともに、令和元年度は7年ぶりとなる大規模な生息状況調査を実施した。また、日本動物園水族館協会の協力による生息域外保全の取組や野生復帰に向けた各種取組を進めた。 ・ライチョウの保護増殖事業では、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」に基づき、南アルプスでのヒナの保護対策等を実施するとともに、中央アルプスでの個体群復活に向けた試験的取り組みを開始した。また「第二期ライチョウ保護増殖事業実施計画」の策定に向けた検討を実施した。日本動物園水族館協会の協力を得て、生息域外保全の技術確立を目的としたライチョウ飼育に取り組み、平成31年3月からは、5飼育園館において公開展示が開始され、令和2年3月末時点で6園館にて飼育に取り組んでいる。 ・ワシントン条約第18回締約国会議会(COP18、令和元年8月・スイス連邦)に積極的に参画した。また、ワシントン条約附属書掲載種について、科学当局として管理当局に対し輸出入助言を出した。 ・希少野生動植物等の国内取引については、環境省の取引監視の担当職員を増員し、監視の強化を図った。 <p>(判断根拠)</p> <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(令和元年度は21件承認)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やウェブサイト(J-BCH)による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、令和元年度は、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知(平成31年2月8日付け)を施行規則に準じて改正(令和元年9月24日付け)したほか、遺伝子ドライブに関するオンラインフォーラムや専門家会合に専門家を登録・派遣するなどして関係各国と情報共有を行った。 ・外来生物法に基づき、特定外来生物(148種)の飼養等の規制を行っている。特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、令和元年度には合計68箇所環境省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。マングースについては、奄美大島及び沖縄島北部地域において継続的な取組により生息密度低下とアマミノクロウサギ等の分布域拡大が確認できている。 ・令和元年度には、ハヤトゲフシアリなど合計5種類のアリ類について、特定外来生物への指定に向けた検討を行った。 ・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和元年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除した。令和元年10月には東京港で多数の有翅女王アリが確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、全国9箇所でヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月からチャットボットによる自動相談受付を開始した。 <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援した。 ・狩猟者の確保・育成に向けたフォーラム等を開催したほか、都道府県による講習会開催の支援等により、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図った。 ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度にマニュアルを改訂したことにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施した。また、今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。 ・特定鳥獣のイノシシ、カワウ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカについて、科学的・計画的な保護管理を推進するため、各鳥獣の生態・生息状況を踏まえ、保護管理に関するレポートの作成及び鳥獣行政職員を対象とした研修会の開催を通じて、都道府県への技術的な支援を実施した。
	<p>施策の分析</p>	

次期目標等への 反映の方向性					
学識経験を有する者の知 見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。 ・種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。 ・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。 ・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。 ・遺伝子ドライブに関するオンラインフォーラムや専門家会合に専門家を登録・派遣するなどして関係各国と情報共有を行った。 ・鳥獣法に基づく特定希少鳥獣管理計画の延長を検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した野生生物小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 				
政策評価を行う過程において使用 した資料その他の情報	環境省レッドリスト2018、2019・環境省版海洋生物レッドリスト・平成28年度鳥獣関係統計				
担当部局名	自然環境局 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	野生生物課長 中尾 文子	政策評価実施時期	令和2年9月